

下野市景観計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

下野市長 広瀬 寿雄

下野市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）の策定にあたり、市民参加のもと、幅広い観点から検討を行い、本市の良好な景観の形成に資する景観計画を策定するため、下野市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、景観計画の策定に関する事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。